

徳島県農林水産業未来創造基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第二十四号

徳島県農林水産業未来創造基金条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産業未来創造基金条例（平成二十八年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

徳島県農林水産業未来投資基金条例

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 人口の減少に伴う農林水産業者の減少、気候の変動その他の農林水産業をめぐる情勢の変化に対応し、良質な農林水産物が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、県民一人一人がこれ入手できる状態を確保するため、意欲ある農林水産業者が行うその経営の強化につながる取組を支援することにより、農林水産業の生産力を増進し、もって未来に承継することができ農林水産業を実現する事業に要する経費に充てるため、徳島県農林水産業未来投資基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 改正前の徳島県農林水産業未来創造基金条例による徳島県農林水産業未来創造基金は、改正後の徳島県農林水産業未来投資基金条例による徳島県農林水産業未来投資基金とみなす。